

第21回年金広報検討会 令和7年7月30日(水)

資料2-3

第25回社会保障審議会年金部会(2025年6月30日) 提出資料

年金制度改正法に関する広報について

厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

年金制度改正法に関する厚生労働省HPによる周知・広報について

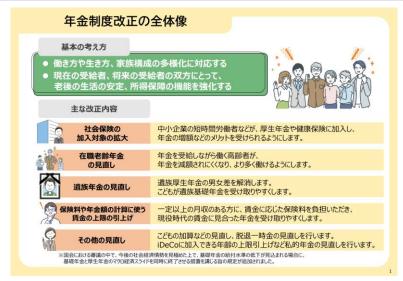
年金制度改正法案を国会に提出した本年5月16日に、厚生労働省ホームページに法案の詳しい内容に関する資料等を掲載した。 また、法案が成立した本年6月13日以降は、施行に向けた周知・広報を行っている。





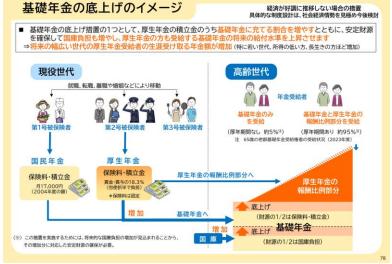
年金制度改正法の内容等をわかりやすく図解した説明資料について

年金制度の基本的な仕組みや、年金制度改正法による改正の内容、趣旨・意義等を広く周知するため、厚生労働省ホームページに、 文字による説明だけでなく、分かりやすく図解した資料を掲載している。









年金制度改正法の内容を説明したショート動画について

年金制度改正法のうち、特に内容が重要かつ複雑な改正項目については、図解をメインに配したショート動画を作成し、YouTubeを活用した周知・広報を実施している。

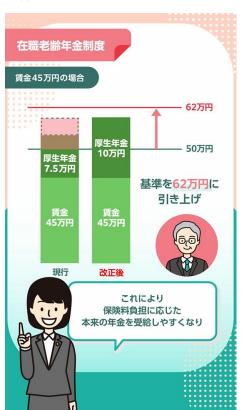
【被用者保険の適用拡大等】

被用者保険の適用拡大の対象範囲や、企業規模要件の段階的見直しのスケジュール、 支援策等について説明。



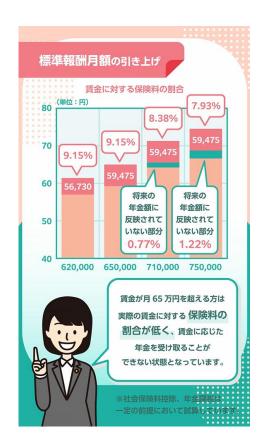
【在職老齢年金制度の見直し】

在職老齢年金制度の仕組みや、支給停止 となる収入基準額の具体的な引上げ額、引 上げの効果について説明。



【標準報酬月額の上限の段階的引上げ】

標準報酬月額の上限の仕組みや状況、具体的な引上げ額、引上げの効果について説明。



年金制度改正法の内容に関するXを活用した情報発信について

年金制度改正法に関し、お尋ねの多かった遺族年金制度の見直し内容については、簡潔に整理したQ&Aと説明資料を厚生労働省公式Xに掲載することにより、正確な情報を発信した。



遺族年金制度の見直しに関し、お尋ねの多い点についてお答えいたしま す。

- Q 遺族厚生年金の見直しの影響を受けるのはどのような方ですか。
- A 今回の遗族厚生年金の見直しの対象は、施行予定の令和10年4月時点 において18歳年度末までの子のいない40歳未満の女性と60歳未満の男性に なります。

したがって、以下の方は現行制度のままであり、見直しの影響はありませ ん。

- 施行時点で既に債族厚生年金を受給している方
- 60歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方
- ・18歳年度末までの子がいる方
- 2028年度に40歳以上になる女件
- Q 有期給付の遺族厚生年金は5年間で支給が終わるのですか。
- A 5年間の有期給付終了後も、障害年金受給権者や収入が十分でない方
- は、引き続き、遗族厚生年金を継続して受給することができます。例え
- ば、単身の場合は就労収入で月額約10万円(年間122万円)以下の方は、 引き続き年金が全額支給されます。

その収入を超える場合は、収入が増加するにつれて収入と年金の合計額が緩やかに増加するよう年金額が調整される仕組みです。

なお、この場合の遺族厚生年金は、有期給付加算によって年金額は現行の 約1.3倍になります。

【厚生労働省公式ページ】

mhlw.go.jp/stf/seisakunit...

【ご意見・ご質問の送付先】

mhlw.go.jp/form/pub/mhlw0...

遺族厚生年金の見直しに対して寄せられている指摘への考え方 目前しの対策者について ① 法案では、遺帳専生年金の見直しは令和16年4月他行予定。 ② 見直しの商行直後に限制5年の有期役付の対象となるのは、令和10年4月時点で18歳年度末までにある子のない組織未満の方(女性の 場合)であり、責たに対象となる的代の女性は複数で年期約250人となる(20代については規に5年の有期的付となっている。)。 ③ 一方で、海バ直後から宴を亡くした18歳年度未までにある子のない事件(20代から別代)は、新たに5年の有理給付が受給できること になり、対象者は複数で約1万6千人となる。(女性と同様度に関係も遺憾になると概定した場合) 2. 更適しの影響を受けない方 ② (1)すでに遺物原生完全を受けしている方、(2)が適に適比率は完全の受効能が発生する方。(3)11歳年度大までにある子のある方、 (4)2028年度に利益以上になる女性、については見過しの影響はない。 3. 見直し後の5年の有額級付と類級給付について ⑤ 有期給付の額に新たに加算(有期給付加算)が上乗せされ、5年前実験付の遺族原生年金の額は現在の的に3倍となる。 5 5年有事給付の終了機も、(1)関連は無にある方(関連年金受給権者)、(2)収入が十分でない方は、引き続き指揮された道施歴生年金 在整絵することができる。成入が、単身の場合で観察収入で月間約10万円(年間122万円)以下の方は機械松竹が全額支給され、以降は 収入が増加するにつれて収入と年金の合計額が後やかに増加するよう年金額が調整され、選択原生年金の年金額にもよるが、緩ね月収 28万円から19万円を超えると単端給付は終了する。 4. 子どもがいるケース の 独議年度末までにある子がいる場合は、子が18歳常度末になるまでは現行制度と同じであり、見直しの影響はない (子どもが18歳に なった後は、更に5年間は加賀によって増設された新期後付+上記をの機能を付の対象となる。)。また、連絡基礎年余の子の加賀商 が増額(年間的23.5万→年間的23万)となり給付増となる。 (う原生労働省ののかの) 午後4:00 - 2025年6月3日 - 59.1万 件の表示 C) 520 1 1 1 225 C 1.457 782

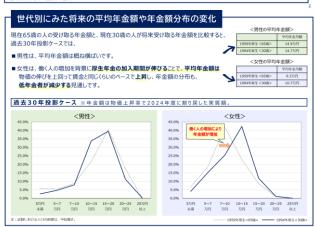
【参考1】 令和6年財政検証に関する周知・広報の取組について

令和6年財政検証の結果について、わかりやすく図解した資料や動画を作成し、周知・広報を実施した。

【資料】

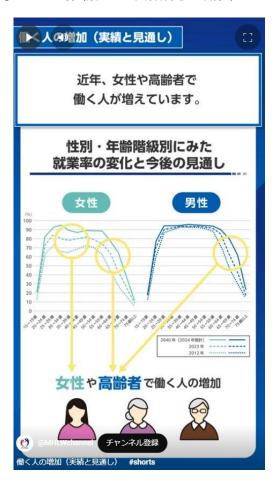
令和6年財政検証結果について、シンプルに 図解した資料を厚生労働省ホームページに掲載

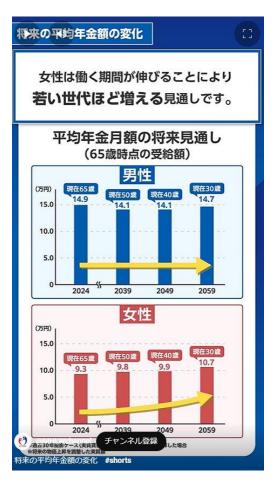




【動画】

財政検証の前提となる就業率の変化と今後の見通しや、平均年金月額の将来見通し等について図解により解説した動画をYouTubeを活用して公開





【参考2】社会保険適用拡大特設サイトについて

令和2年年金制度改正法による被用者保険の適用拡大について、①被用者向けのチラシ(加入メリット・手取りシミュレーション)、 ②事業主(人事労務管理者)向けの手引き、③説明動画(ショート動画や5分動画)を作成し、社会保険適用拡大特設サイトに掲載した。

【社会保険適用拡大特設サイト】

【被用者向けチラシ】

【ショート動画】







• 法律説明資料 (概要版)



年金制度改正の全体像

基本の考え方

- 働き方や生き方、家族構成の多様化に対応する
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、 老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する



主な改正内容



社会保険の加入対象の拡大

中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。



在職老齢年金の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにします。



遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差を解消します。こどもが遺族基礎年金を受け取りやすくします。



保険料や年金額の計算に使う 賃金の上限の引上げ

一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくします。



その他の見直し

こどもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。 iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行います。

※国会における審議の中で、今後の社会経済情勢を見極めた上で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に、 基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講じる旨の規定が追加されました。

年金制度改正の施行日





社会保険の 加入対象の 拡大

2026/4 2027/4 2028/4

2029/4

2030/4

2031/4

常時5人以上の者を使用する 個人事業所の適用対象の拡大

2029年10月~

賃金要件撤廃

公布から3年以内の政令で定める日~



新たな加入拡大の 対象となる方を支援 2026年10月~

企業規模要件を段階的に撤廃

従業員36~50人の企業は2027年10月~、21~35人の企業は2029年10月~、 11~20人の企業は2032年10月~、1~10人の企業は2035年10月~



在職老齢年金 の見直し



遺族年金の 見直し



保険料や年金額の計算に 使う賃金の上限の引上げ



子の加算

支給停止の基準額(50万円)の引上げ

2026年4月~

遺族厚生年金の男女差解消

2028年4月~(20年かけて段階的に)

上限(65万円)の引上げ

65万円→68万円 2027年9月~ 68万円→71万円 2028年9月~ 71万円→75万円 2029年9月~

> こどもを養育する年金受給者の加算額拡充 対象となる方の範囲拡大

> > 2028年4月~

※常時5人以上の者を使用する個人事業所の適用対象の拡大は、既に存在する事業所は当分の間、対象外。 遺族基礎年金を受け取れるこどもの範囲拡大は、2028年4月施行。

iDeCoの加入可能年齢の引上げは、公布から3年以内の政令で定める日~。 脱退一時金制度の見直しは、公布から4年以内の政令で定める日~。 マクロ経済スライド同時終了は、次回財政検証(2029年)の結果を踏まえて基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に実施。

社会保険の加入対象の拡大①

- ✓ 社会保険(厚生年金・健康保険)に加入する要件をわかりやすくします。
- ✓ これにより、働き方が選びやすくなるとともに、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

見直し①

短時間労働者の加入要件の見直し

加入要件がシンプルに!

※学生は対象外です







賃金要件の撤廃

いわゆる年収106万円の壁がなくなります

全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて、3年以内に廃止します



企業規模要件の撤廃

働く企業の規模にかかわらず加入するようになります

10年かけて段階的に対象の企業を拡大します

51人以上	36人以上	21人以上	11人以上	10人以下
の企業	の企業	の企業	の企業	の企業
現在の	2027年	2029年	2032年	2035年
対象	10月から	10月から	10月から	10月から

※ 上記の時期を待たずとも労使合意に基づき加入することも可能です。

社会保険の加入対象の拡大②

- ✓ 社会保険(厚生年金・健康保険)に加入する要件をわかりやすくします。
- ✓ これにより、働き方が選びやすくなるとともに、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

見直し2

個人事業所の適用対象の拡大

(フルタイム労働者を含めた加入対象の拡大)

常時5人以上の者を使用する個人事業所

法律で定める17業種

対 象 (現行どおり)

上記以外の業種(※)

対象外 ⇒ 対 象

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の個人事業所

対象外 (現行どおり)

2029年10月から

ただし、2029年10月時点で 既に存在している事業所は 当分の間、対象外とします

社会保険の加入対象の拡大③

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者への支援

- 企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険(厚生年金・健康保険)の加入対象となる 短時間労働者に対し、3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例 的な措置を実施します。
- 事業主が追加負担した保険料について、その全額を制度全体で支援します。

月額賃金(標準報酬)	8.8万	9.8万	10.4万	11万	11.8万	12.6万	13.4万
(年額換算)	(106万)	(118万)	(125万)	(132万)	(142万)	(151万)	(161万)
労働者の負担	本来の負担の						
(3年目は軽減割合を半減)	25/50	30/50	36/50	41/50	45/50	48/50	50/50

[※]労使合意に基づき任意に社会保険を適用する場合でも上記の支援措置を活用できるようにします。

事業主への支援

事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

社会保険の加入対象の拡大4

加入拡大の効果

約90万人の労働者が社会保険(厚生年金・健康保険)に加入し、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

社会保険に加入した場合の保険料と給付のイメージ

扶養されていなかった方(第1号被保険者)が加入した場合 ~年金額が増加・保険料負担(※)は減少~

【例:年収130万円の場合】

厚生年金等の加入前

(第1号被保険者)

●保険料負担

(国民年金+国民健康保険)

本人23,600円/月

国民年金:17,510円/月 国民健康保険:6,090円/月

- 給付

年金額が増加 ⇒ 20年間加入で11,100円/月(終身)

医療保険の給付が充実(傷病手当金・出産手当金)

厚生年金(終身)

基礎年金(終身)

基礎年金(終身)

扶養されていた方(第3号被保険者)が加入した場合 ~年金額が増加・保険料負担(※)が発生~

【例:年収106万円の場合】

厚生年金等の加入前

(第3号被保険者)

●保険料負担

(国民年金+国民健康保険)

会社15,600円/月 本人負担なし

本人15,600円/月

厚生年金等の加入後

(第2号被保険者)

(厚牛年金+健康保険)

厚生年金:10,100円/月 健康保険:5,500円/月

厚生年金等の加入後

(第2号被保険者)

(厚生年金+健康保険)

会社12,500円/月

本人12,500円/月

厚生年金:8,100円/月 健康保険:4,400円/月

- 給付

年金額が増加 ⇒ 20年間加入で8,800円/月(終身)

医療保険の給付が充実(傷病手当金・出産手当金)

厚生年金(終身)

基礎年金 (終身)

基礎年金(終身)

(※) 短時間労働者への支援として3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置もあります。

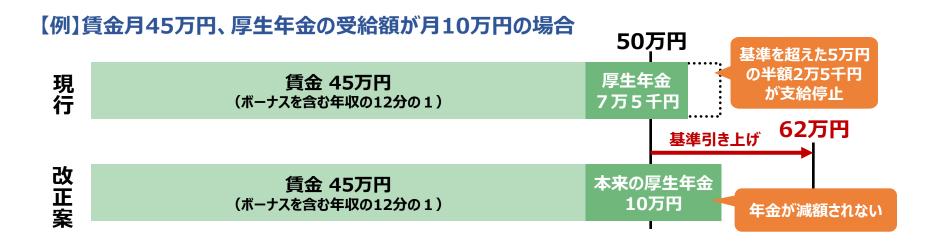
在職老齢年金制度の見直し

- ✓ 年金を受給しながら働く高齢者の賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超えた場合、 老齢厚生年金が減額されます。(保険料負担に応じた給付を行う社会保険では例外的な仕組みです)
- ✓ この基準を月50万円から62万円に引き上げます。【2026年4月から】

※上記の金額は2024年度価格

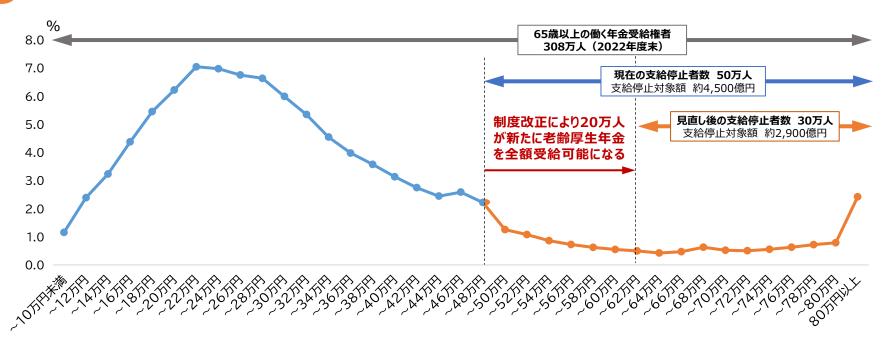
見直しの効果

- 年金を受給しながら働く高齢者が、保険料負担に応じた本来の年金を受給しやすくなり、年金の減額を意識せず、より多く働けるようになります。(新たに約20万人が年金を全額受給できるようになります)
- これにより、一部の業界で指摘される高齢者の働き控えを緩和し、人手不足の解消につなげます。
 - ※この見直しは、厚生年金全体の将来の給付水準を下げる影響がありますが、今回の制度改正全体では給付水準は向上します。

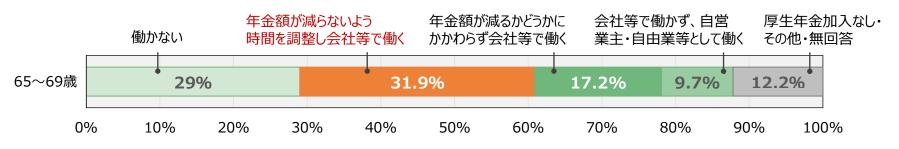


在職老齢年金制度の見直し

1 65歳以上の老齢厚生年金の支給停止の状況



2 厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方



引用元:令和5年度 内閣府政府広報室「生活設計と年金に関する世論調査」

遺族厚生年金の見直し

女性の就業率の向上などに合わせて、遺族厚生年金の男女差を解消します。

【男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施】

男女共通

現在の仕組み

女性

30歳未満で死別:5年間の有期給付

30歳以上で死別:無期給付

男性

(30歳)

55歳未満で死別:給付なし

(35歳)

55歳以上で死別:60歳から無期給付

見直し後

60歳未満で死別:原則5年間の有期給付

配慮が必要な場合は

5年目以降も給付を継続

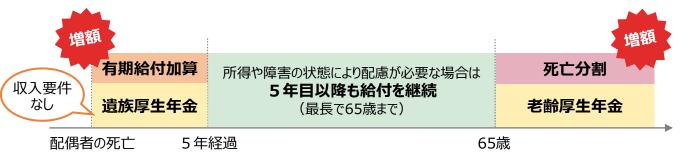
● 有期給付の収入要件 (年収850万円未満) を廃止

● 年金額の増額(有期給付加算、死亡分割)

60歳以上で死別:無期給付(現行どおり)

いずれも、こどものいない場合(※こどもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます) こどもがいる場合は、上記年齢を超えるまでは現行制度と同じ。超えた後から原則 5 年の加算によって増額された有期給付 + 継続給付となる。

【例】こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合(男女共通)



現在と変更のない方

- ・60歳以上で死別された方
- こども (上記※に該当) を養育 する間にある方の給付内容
- ・改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- 2028年度に40歳以上になる 女性

17

遺族基礎年金の見直し

✓ 父または母と生計を同じくしていても、**こどもが遺族基礎年金を受け取れる**ようにします。 (父または母が遺族基礎年金を受け取れない場合) 【2028年4月から実施】



元夫の死亡後、妻が遺族基礎年金を受給していたが、妻が再婚したため、妻は遺族基礎年金を受け取れなくなった。

妻(こどもの母)と生計を同じくしていても こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。



夫の死亡後、妻は収入要件を超えているため、遺族基礎年金を受け取れない。

妻(こどもの母)と生計を同じくしていても こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。



離婚後、こどもを養育していた元夫が死亡したが、元妻は、元夫の死亡前に離婚していたため、遺族基礎年金を受け取れない。

一 元妻(こどもの母)に引き取られて、生計を同じくしていても、 こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例4

祖父母などの直系血族(または直系姻族)の養子となり、生計を同じくしていても、こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

- ※父または母:直系血族または直系姻族であって、子と養子縁組した場合を含む。
- ※こども:18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方。
- ※上の例において、妻が死亡して夫がもらう場合でも同様。

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

✓ 厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限を月65万円から75万円に引き上げます。 【2027年9月から68万円、2028年9月から71万円、2029年9月から75万円に段階的に引き上げ】

見直しの効果

- 賃上げが行われる中で、賃金が月65万円を超える方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、 これまでよりも、現役時代の賃金に見合った年金を受け取れるようにします。
 - ※ 月65万円の賃金は、平均的にはボーナス込みで年収1,000万円に相当します。
 - ※ 会社員男性の約10%が65万円の上限に該当しており、賃金が上限を超えると保険料が相対的に低く抑えられ、年金額も低くなります。
- さらに厚生年金全体の給付水準が上昇します。

賃金月65万円以下の方の保険料は変化しません

【例】賃金月75万円以上の方の保険料と年金額の変化

	保険料(本人負担)の変化 事業主が同額を負担します	年金額の変化
月75万円 以上の方	+月9,100円 (社会保険料控除を考慮すると+月約6,100円) 月59,500円 ⇒月68,600円 (65万円の9.15%) (75万円の9.15%)	10年該当すると +月約5,100円 (終身) (年金課税を考慮すると +月約4,300円)

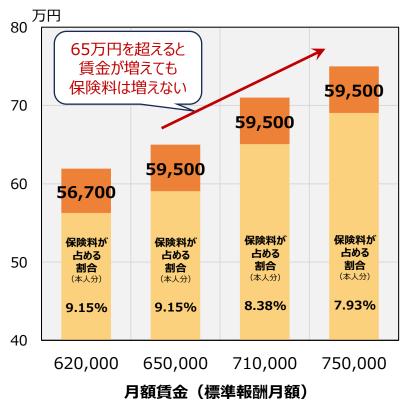
※社会保険料控除、年金課税は、一定の前提をおいて試算しています。

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

賃金に対する厚生年金保険料の割合 (本人負担分)

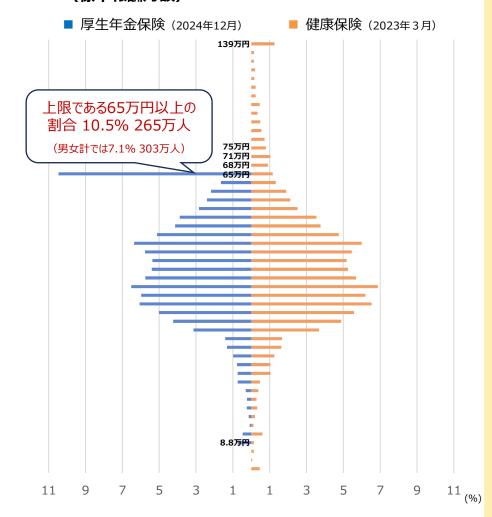
(現行制度)

賃金月65万円(賞与を含めると平均で年収1,000万円程度) を超える方は、実際の賃金に対する保険料の割合が低く、 賃金に応じた年金を受け取ることができない状態となっています。



賃金-保険料 ■ 厚牛年金保険

賃金別の被保険者数の分布(男性) (標準報酬月額)



(出典) 厚生年金保険: 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業月報」(第1号厚年被保険者の値) 健康保険:厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」(協会けんぽ及び健康保険組合に属する者の値)

その他の公的年金の見直し

こどもの加算などの見直し [2028年4月から]

✓ 年金を受給しながら、こどもを育てている方への加算を充実します。

【現行】

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	子の加算 なし	子の加算 なし
基礎年金	子の加算 なし	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円

【見直し後】

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	こども一人あたり	こども一人あたり	こども一人あたり
	281,700円	281,700円	281,700円
基礎年金	こども一人あたり	こども一人あたり	こども一人あたり
	281,700円	281,700円	281,700円

基礎年金と厚生年金を両方受給している場合は厚生年金のみに加算が付きます。

女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえて、年下の配偶者を扶養している場合にのみ支給される 老齢厚生年金の配偶者の加算を見直します(現行408,100円⇒見直し後367,200円、既受給者は現行の額のまま)
※ ト記の金額は全て2024年度価格

脱退一時金の見直し [4年以内に実施]

- ✓ 脱退一時金は、日本への滞在期間が短く、老齢年金を受け取れない外国人に一時金を支給するもの。
- ▼ 再入国許可付きで出国した外国人には、許可の有効期間内は脱退一時金を支給しないこととします。
- ✓ 脱退一時金の支給上限を現行の5年から8年に引き上げます。

私的年金の見直し

iDeCoの加入可能年齢の上限引上げ【3年以内に実施】

✓ 働き方にかかわらず、70歳になるまでiDeCoに加入し、老後の資産を形成できるようにします。

【加入可能年齢の引上げ】 国民年金 【現在の加入要件】 ·iDeCoを活用した老後の資産形成 被保険者 ・国民年金被保険者の方 を継続しようとする方 ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付 第1号、第3号 任意加入 ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付 を受給していない方 被保険者 被保険者 を受給していない方 第2号被保険者 60歳 65歳 70歳 75歳

※ iDeCoの拠出限度額の上限は、今後第1号被保険者が月7.5万円に、第2号被保険者が月6.2万円に引き上げられる予定です。

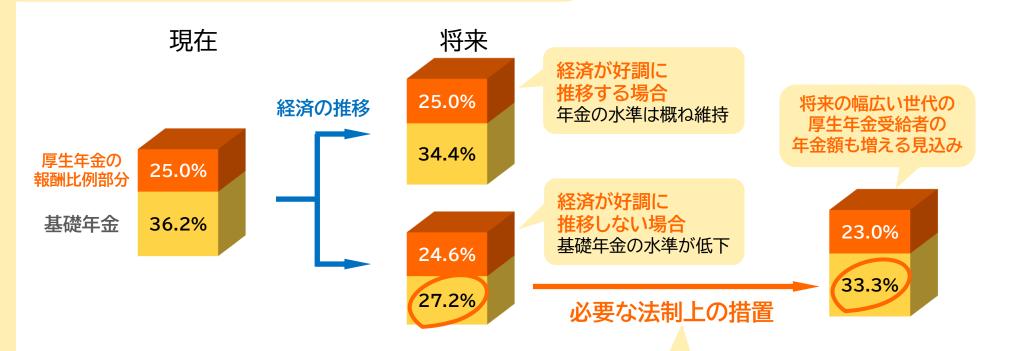
企業型DCの拠出限度額の拡充 [3年以内に実施]

- - ※ 企業型DCの拠出限度額は、現行の月5.5万円から月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業年金の運用の見える化 [5年以内に実施]

将来の基礎年金水準の低下への対応

経済が好調に推移しない場合の措置 具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討



- 物価や賃金が上昇し経済の局面が変わってきている中で、社会や経済の変化を見極め、次の財政検証 (2029年の予定)で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、給付と負担の均衡をとりつつ、 厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させるため、措置(※)を講じます
- この措置を講じたことにより、基礎年金と厚生年金の報酬比例部分の合計額が低下する方には、 その影響を緩和するための措置を講じます。

【これらの措置については衆議院での修正により法律に追加されました】

● 社会や経済の変化を見極めるため、厚生年金の報酬比例部分の年金額の伸びを抑える措置(マクロ経済スライド)を2030年度まで継続します。その際、厚生年金を受け取っている方に不利にならないよう伸びの抑制を緩やかにします。

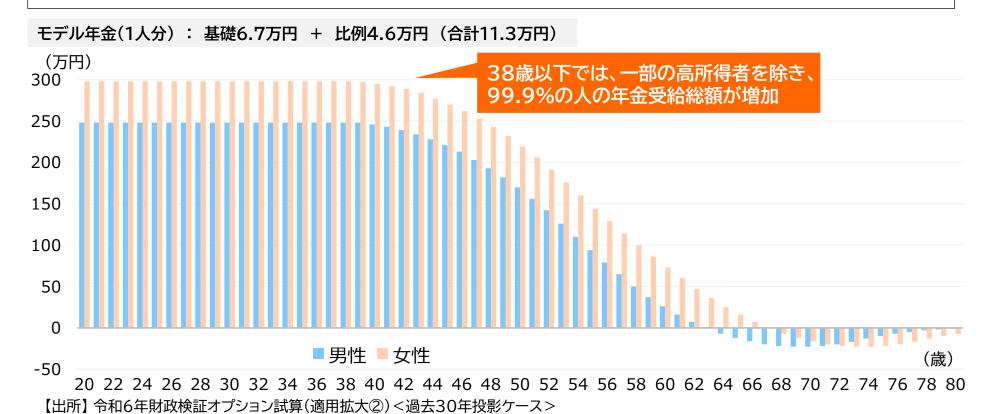
【出所】 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②) <過去30年投影ケース>

(※) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

厚生年金受給者が生涯に受け取る年金 受給総額への影響(モデル年金1人分)

経済が好調に推移しない場合の措置 具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討

- 経済が好調に推移しない場合に、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させる措置を 講じることで、令和6年財政検証を基に、機械的に計算すると、モデル年金(1人分)でみれば、
- ✓ 62歳以下の男性、66歳以下の女性は、生涯に受け取る年金総額が増える見込みです
- 年金額がこの措置を講じなかった場合の額を下回るときは、その影響を緩和するための措置を講じます



- (※1) 年齢は2025年度時点の年齢。また、年金額は2024年度価格。
- (※2) 令和7年年金改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合において、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額のマイナス幅は変わる可能性があります。
- (※3)この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

• 法律説明資料 (詳細版)



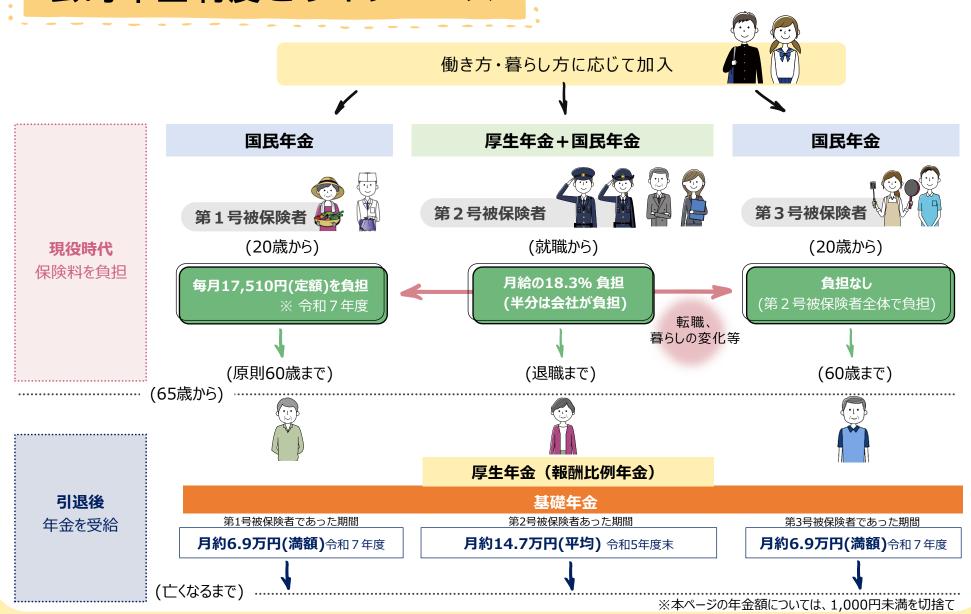


年金制度の基本的な仕組み

- ヾ 年金給付は、「3階建て」の構造。 (基礎年金、厚生年金(報酬比例年金) 、企業年金・個人年金)
- ✓ 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて 老後生活の多様なニーズに対応。



公的年金制度とライフコース



賦課方式と積立方式

[∞] 課 方 式

積立方式

現 在



支える人(働く人)



支えられる側に

将来



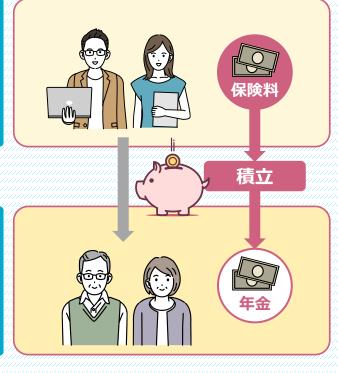
支える人 (働く人)





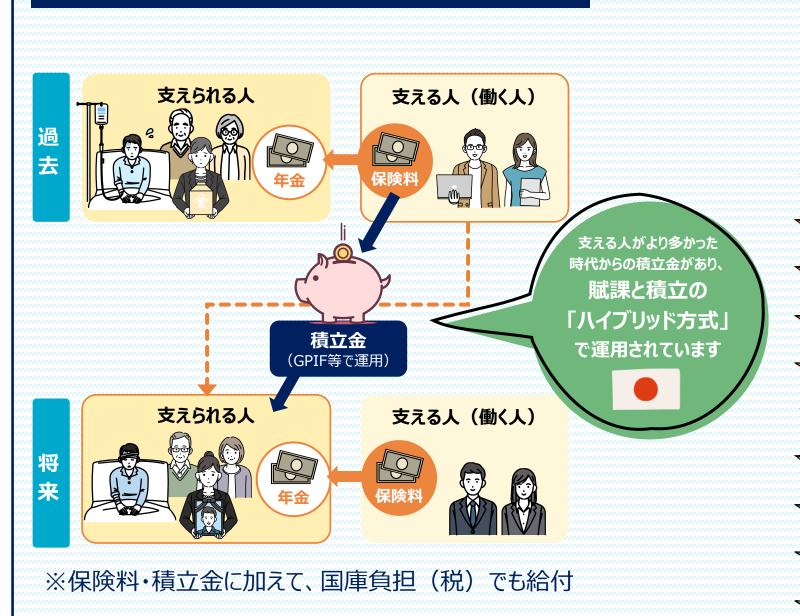
支える人 (働く人) が負担する保険料を、 その時代に**年金を受け取る人 (支えられる人)** へ 支給する仕組み 現在の自分

将来の自分



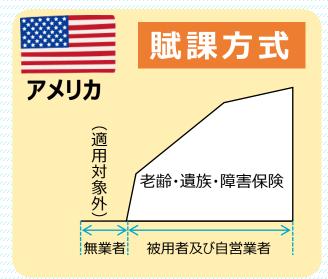
掛金を積立てて運用し、 将来取り崩しながら受け取る 仕組み(iDeCoなど)

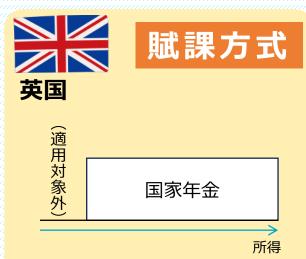
日本の公的年金はハイブリッド

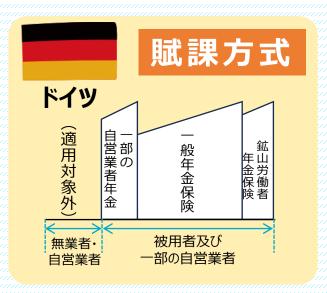


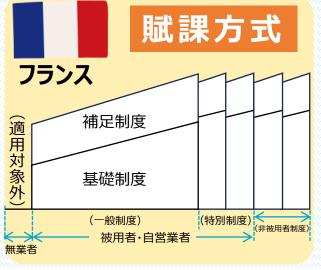
長期的な 年金の財源 料 国庫負担 2割 積立金

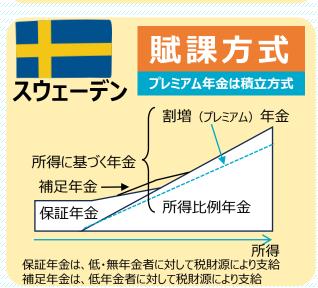
主要国の年金制度は?











2024年4月1日時点(アメリカ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン)

出典: 各国政府の発表資料 ほか

- ※1 スウェーデンは所得に基づく年金についての財政方式を記載している。
- ※2 その他、積立方式を採用している国は、シンガポール・チリなどがある。

参考

賦課方式から積立方式に移行する場合

^{ふ か} 賦課方式(現在)





支える人 (働く人)



積み立て方式になると



これから積立てられないので、 無年金・低年金と なってしまう 無年金・低年金の方を出さないようにするためには・・?



現在の支えられる人の分と 将来の自分に向けた積立の 「二重の負担」が発生



年金制度改正の全体像

基本の考え方

- 働き方や生き方、家族構成の多様化に対応する
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、
 老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する



主な改正内容



社会保険の加入対象の拡大

中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。



在職老齢年金の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにします。



遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差を解消します。こどもが遺族基礎年金を受け取りやすくします。



保険料や年金額の計算に使う 賃金の上限の引上げ

一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくします。



その他の見直し

こどもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。 iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行います。

※国会における審議の中で、今後の社会経済情勢を見極めた上で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に、 基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講じる旨の規定が追加されました。

年金制度改正の施行日





社会保険の 加入対象の 拡大

2026/4 2027/4 2028/4

2029/4

2030/4

2031/4

常時5人以上の者を使用する 個人事業所の適用対象の拡大

2029年10月~

賃金要件撤廃

公布から3年以内の政令で定める日~

新たな加入拡大の 対象となる方を支援 2026年10月~

企業規模要件を段階的に撤廃

従業員36~50人の企業は2027年10月~、21~35人の企業は2029年10月~、 11~20人の企業は2032年10月~、1~10人の企業は2035年10月~



在職老齢年金 の見直し



遺族年金の 見直し



保険料や年金額の計算に 使う賃金の上限の引上げ



子の加算

支給停止の基準額(50万円)の引上げ

2026年4月~

遺族厚生年金の男女差解消

2028年4月~(20年かけて段階的に)

上限(65万円)の引上げ

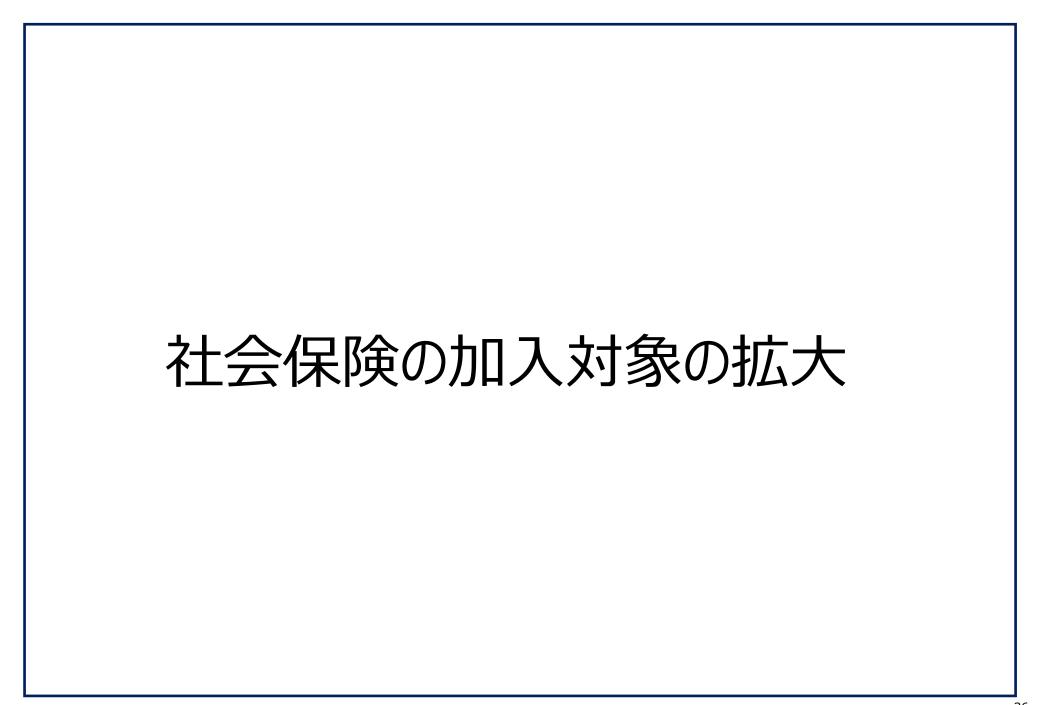
65万円→68万円 2027年9月~ 68万円→71万円 2028年9月~ 71万円→75万円 2029年9月~

> こどもを養育する年金受給者の加算額拡充 対象となる方の範囲拡大

> > 2028年4月~

※常時5人以上の者を使用する個人事業所の適用対象の拡大は、既に存在する事業所は当分の間、対象外。 遺族基礎年金を受け取れるこどもの範囲拡大は、2028年4月施行。

iDeCoの加入可能年齢の引上げは、公布から3年以内の政令で定める日~。 脱退一時金制度の見直しは、公布から4年以内の政令で定める日~。 マクロ経済スライド同時終了は、次回財政検証(2029年)の結果を踏まえて実施。



短時間労働者の社会保険の加入拡大が行われると・・・

- 社会保険(厚生年金・健康保険)の加入する要件をわかりやすくし、 自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなります。
- 将来の年金の増額など、働くことで手厚い保障を受けられる方が増えます。

現在の 短時間労働者 加入要件 勤め先や賃金によって、社会保険に加入するかどうか異なります







※学生は対象外です

見直し後

週20時間以上働けば、勤め先にかかわらず社会保険に加入します

加入要件が シンプルに!







※学生は対象外です

※見直しについては、段階を踏んで実施します

短時間労働者の加入要件

月額8.8万円以上の要件(賃金要件)を撤廃します

- いわゆる「年収106万円の壁」として意識されていることなどを踏まえ、撤廃します。
- 撤廃の時期については、全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて判断します(法律の公布から3年以内)。

現在



2024年、地域別最低 賃金の最低額である 時給951円で働く人は・・・

週20時間

働いても、

月収8.2万円

・ 給与が月額88,000円以上 ・ 機果代 (6) ・ 費与 音・ ・ 通勤手当 園

・ 機業代、賞与、通勤手当 園

・ 機業代、賞与、通勤手当 園

・ 機業代、賞与、通勤手当、脳時の手当は原則、含みません。

社会保険に加入しない

最低賃金 上昇



賃金要件を撤廃していくイメージ

20XX年、地域別最低賃金の最低額が時給1,016円を上回るとどの都道府県においても・・・

週20時間

働くと、

月収8.8万円





週20時間働くだけで自動的に 社会保険に加入

月額8.8万円以上の要件は撤廃

※最低賃金は都道府県ごとに決まっています

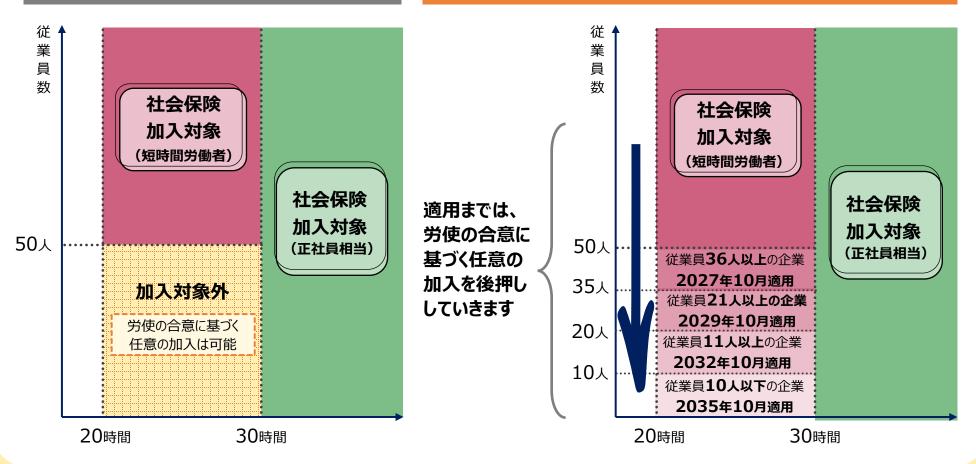
短時間労働者の加入要件

働く企業の規模にかかわらず加入するようになります

企業規模要件については、10年かけて段階的に縮小・撤廃し、短時間労働者が週20時間以上働けば、 勤め先にかかわらず社会保険(厚生年金・健康保険)に加入できるようにします。

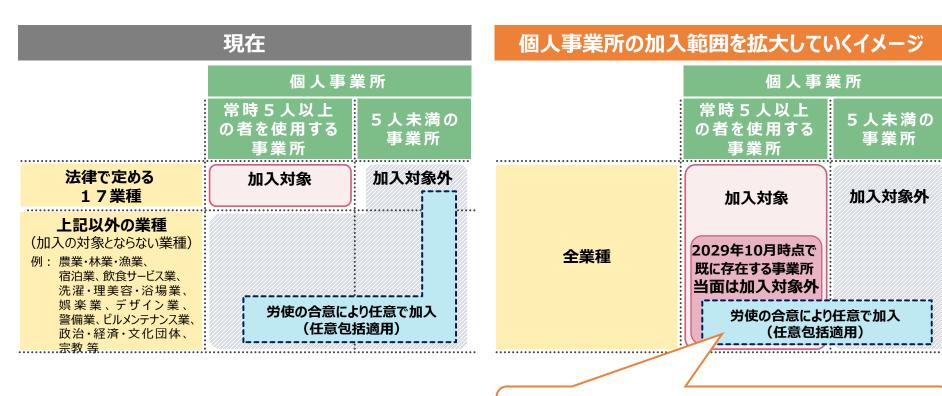
現在

企業規模要件を撤廃していくイメージ



社会保険に加入する個人事業所の適用対象を拡大します

- 社会保険(厚生年金・健康保険)の加入する要件をわかりやすくし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなるようにします。
- 将来の年金の増額など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。



5人未満の個人事業所や2029年10月施行時に既に存在する事業所に対しては労使の合意に基づく任意の加入を後押ししていきます。

社会保険の加入拡大は第1号被保険者にとってもメリットがたくさん!

会社にお勤めの第1号被保険者は保険料を全額自己負担していますが、 第2号被保険者になると、会社が半分負担してくれます。 さらに、給付も充実し、厚生年金が支給され、傷病手当金なども受給できるようになります。

さらに医療保険から傷病手当金・出産手当金を受給できます。

就労条件が変わらずに・・



厚生年金保険と健康保険に加入

第2号被保険者

会社
12,500円/月
本人
12,500円/月
保険料負担

厚生年金(終身)

基礎年金(終身)

給付



企業規模要件を 撤廃すると

50人以下の企業で年収130万円、週20時間以上お勤めの方



国民年金と 国民健康保険に加入 会社にお勤めの 第1号被保険者

本人 **23,600**円/月

保険料負担

基礎年金(終身)

給付

※本ページの保険料額については、100円未満を切上げ

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援します

企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険(厚生年金・健康保険)の加入対象となる短時間 労働者に対し3年間、事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的・時限的な 措置を実施します。事業主が追加負担した保険料について、その全額を制度全体で支援します。

支援の流れ

- ●まずは、会社からの申請が必要です。(従業員数50人以下の会社などが対象です。)
- ②会社が法令で定めた負担割合により労使折半を超えて保険料を多く支払います。その結果、本人負担分は少なくなります。(対象:月収12.6万円以下の短時間労働者。最大3年間、3年目は軽減割合を半減。)
- ❸会社が多く支払った分は、その全額を制度全体で支援します。

具体的には

年収106万円 (月収8.8万円) の場合	本来
負担割合 (労働者:使用者)	50 : 50
本人負担額	12,500円
事業主負担分	12,500円

支援策を使うと
25 : 75
6,250円
12,500円
+6,250円

制度から全額を支援



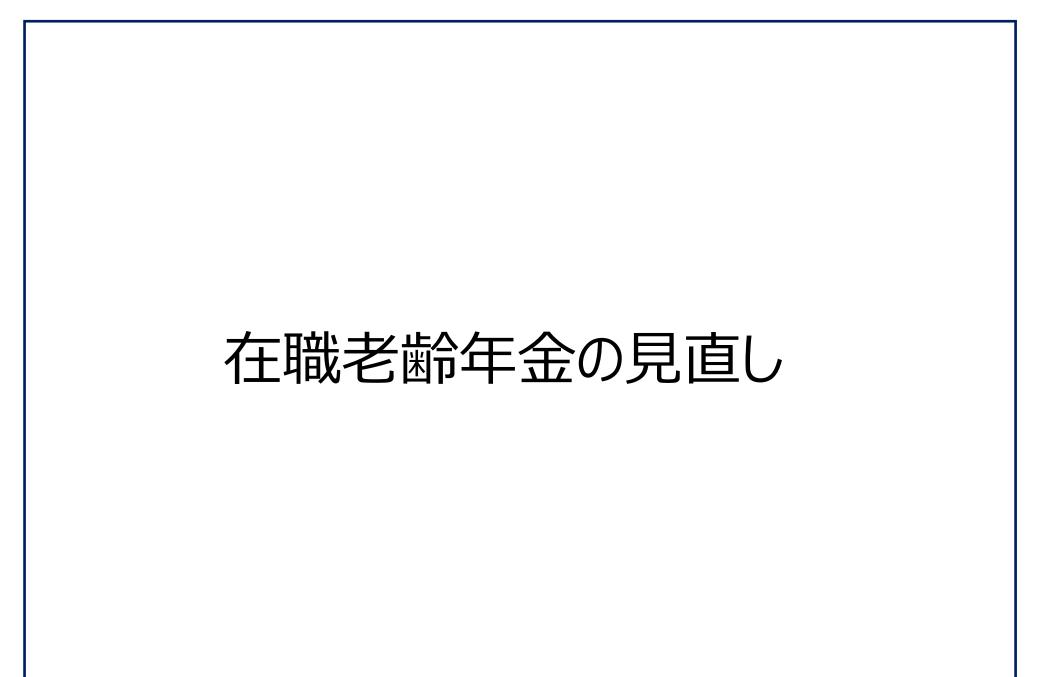
この支援で社会保険料の負担が軽減されても、将来の年金額が減ることはありません!

※ 労使合意に基づき任意に社会保険を適用する場合でも上記の支援措置を活用できるようにします。

事業主への支援

■ 事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

※本ページの保険料額については、100円未満を切上げ



現在の在職老齢年金制度について

在職老齢年金とは、報酬のある方は年金制度を支える側に 回っていただくという考え方に基づき、一定の賃金を有する高齢 者について、本来受給できる給付を制限する仕組みです。

働く高齢者の賃金と厚生年金の合計が50万円 (2024年度の場合)を超えると、厚生年金が減額されます。





5万円の超過

賃金

(ボーナス含む年収の12分の1) **45**万円

※標準報酬月額等を元に判定



本来の 厚生年金額 10万円

合計55万円

※基礎年金と加給年金は減額の対象外

45万円

厚生年金 支給額 7万5千円 超過分 5 万円の 半額 2 万 5 千円が 支給停止

50万円ライン

65歳以上の在職老齢年金制度の状況

平均寿命と健康寿命が延びる中、働き続けたいと考える高齢者が増えており、 さらに人材確保や技能継承等の観点で、高齢者の活躍を求める世の中のニーズも高まっています。

65歳時点平均余命

1990年

男件:16.22年、女件:20.03年

2070年(推計)

男性: 23.14年、女性: 28.36年

健康寿命

2001年

男性:69.40歳、女性:72.65歳

2019年

男性:72.68歳、女性:75.38歳

就業率

65~69歳: 34.7% (2003年)



65~69歳: 53.5% (2023年)

令和5年 総務省「労働力調査」

令和4年 内閣統計局および厚生労働省「完全生命表」

令和元年 厚生労働省「簡易生命表」

令和5年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」 (令和5年推計[中位])

高齢者の働く機会が増加する中、

働く年金受給権者308万人のうち

在職停止者は16%です。

(2022年度末 年金局調べ)





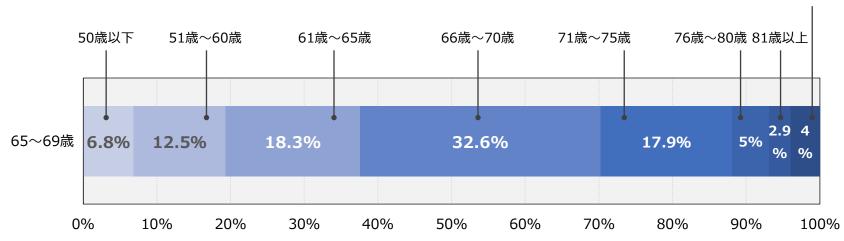
在職老齢年金を取り巻く環境①



何歳まで仕事をしたいか、高齢者の意向

■ あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいと考えますか。既に退職し、今後働く予定のない方は、何歳頃に収■ 入を伴う仕事を退職しましたか。

これまで働いておらず、これから働く予定もない・ 考えたことがない・無回答



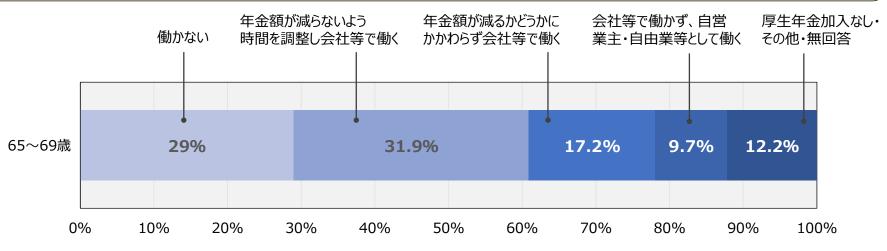
引用元:令和6年 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」

在職老齢年金を取り巻く環境②



厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方

厚生年金を受け取りながら会社などで働く場合、一定以上の収入があると、受け取る年金額が減ることになります。あなたが厚生年金を受け取る年齢になったとき、どのように働きたいと思いますか?



引用元:令和6年 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」

高齢者の働きやすさを向上させるために、在職老齢年金制度のあり方が課題になっています。

在職老齢年金制度の見直しについて

高齢者の活躍を後押しし、働きたい人がより働きやすい仕組み とする観点から、在職老齢年金制度の支給停止の基準額の 引上げを予定しています。

(50万円⇒ **62万円**へ)

※2024年度の金額。毎年度賃金変動に応じて改定。

賃金45万円、厚生年金10万円の場合

賃金

(ボーナス含む年収の12分の1) 45万円

※標準報酬月額等を元に判定

45万円

50万円ライン

厚生年金 支給額 7万5千円

引上げ

厚生年金額 10万円

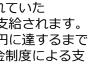
超過分5万円の 半額2万5千円が 支給停止

※基礎年金と加給年金は減額の対象外

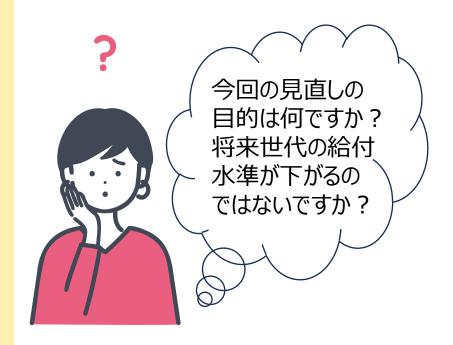


満額支給へ

従来停止されていた 2万5千円が支給されます。 賃金が52万円に達するまで 在職老齢年金制度による支 給停止の影響を受けません。



よくいただくご質問



人手不足が深刻となる中、高齢者の活躍の重要 性が高まっています。

在職老齢年金制度が高齢者の労働意欲を削ぎ、 さらなる労働参加を妨げている例もあることから、 高齢者の活躍を後押しし、できるだけ労働を抑制 しない、働きたい人がより働きやすい仕組みとす る観点から、在職老齢年金制度を見直すこととし ました。

在職老齢年金制度の支給停止の基準額を引き上 げる場合は将来世代の給付水準が低下するため、 現行制度を維持すべきというご意見があることと 承知しています。

しかし、保険料負担に応じた本来の年金を受給 しやすくするものであり、また、在職老齢年金制 度の見直しを含め、制度改正全体で見れば、将来 の給付水準が上昇します。

保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

厚生年金における保険料の算定対象について

厚生年金における保険料は報酬(毎月受け取る賃金など)と賞与についてそれぞれ別に算定します。

報 酬 (毎月受け取る賃金など)

3か月(基本4~6月)の 報酬を元に 「**標準報酬月額**」を算出

報酬月額	標準報酬月額
195,000 ~ 210,000	200,000
210,000 ~ 230,000	220,000
230,000 ~ 250,000	240,000
250,000 ~ 270,000	260,000

賞与

賞与が支給されるごとに 「**標準賞与額**」を算出

1,000円未満の端数を切り捨てた額が「標準賞与額」

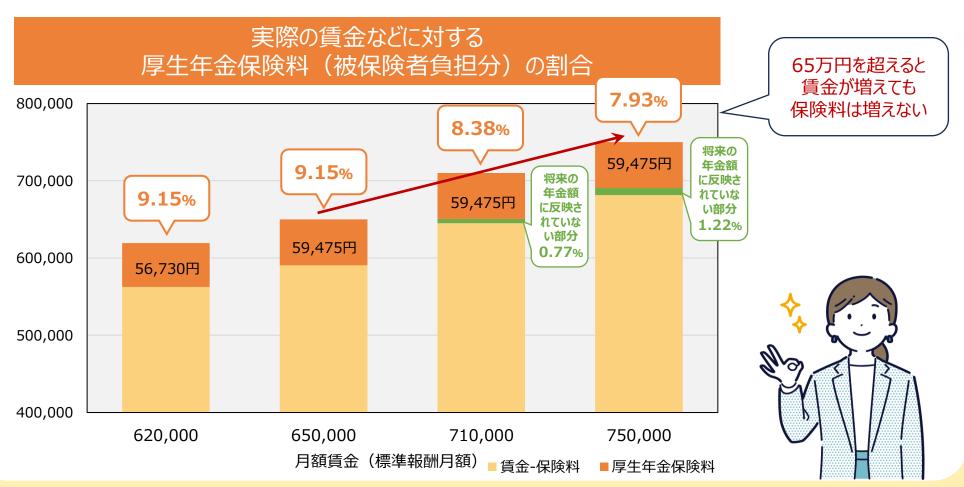
1回の上限は150万円と 定められている



それぞれについて、保険料率(18.3%)を掛けて保険料を決定します。 ご本人の負担はその半分です。

実際の賃金などに対する保険料の割合

現在の標準報酬月額の上限(65万円)を超える賃金などを受け取っている方は、 実際の賃金などに対する保険料の割合が低く、収入に応じた年金を受け取ることができない状態となっています。



標準報酬月額の上限の見直しを行った場合の給付と負担

毎月の賃金などが65万円以上の方の保険料と年金額の増加額(1年分)

標準報酬月額の上限	保険料の増加 (本人負担分)	年金額の増加
68万円に改正した場合	3.3万円/年	3.7万円/年(終身)
71万円に改正した場合	6.6万円/年	7.3万円/年(終身)
75万円に改正した場合	11.0万円/年	12.2万円/年(終身)

※同じ保険料で20年間加入した場合のおおよその金額です

新たな上限に該当する人や企業の保険料は増えますが、将来の年金額も増えます。

対象となるのは、現在の標準報酬月額の上限(65万円)を超える賃金などを受け取っている方です。賞与も含めると、年収1,000万円程度に相当します。



遺族年金とは?(現行制度(改正後も変更はありません))

会社員(第2号被保険者)の場合



万が一のことが あっても・・・



遺族厚生年金

厚生年金

国民年金

に加入する方が亡くなった場合に

要件を満たせばどちらももらえる

遺族基礎年金



一定の要件を満たせば 残された方(遺族)で最も優先順位が 高い方が受給

遺族年金は誰がもらえる? (現行制度(令和7年改正法による改正前))

死亡した被保険者によって生計を維持されていた人のうち、 最も優先順位が高い人がもらうことができます





※こども・孫:18歳になった年度末までまたは障害状態にある20歳未満の方

遺族年金はいくらもらえる? (現行制度(令和7年改正法による改正前))

会社員(第2号被保険者)の場合



万が一のことが あっても・・・





厚生年金

国民年金

- 会社員で、国民年金と厚生年金保険に加入
- 妻と2歳のこども※1がいる
- 30歳で亡くなった
- 厚生年金の加入は8年間(22歳~30歳)
- これまでの平均収入は35万円

遺族厚生年金

厚生年金に**25年加入**したものとみなされる 平均収入35万円・**25年加入**の老齢厚生年金相当額 ×3/4

≒年431,600円 × 2

要件を満たせばどちらももらえる

遺族基礎年金

こども※1がいる間は・・・

年816,000円 + 年234,800円 (定額の基本年金額(2024年度)) (子に対する加算額(2024年度))

=年1,050,800円×2

- ※1 こども:18歳になった年度末までまたは障害状態にある20歳未満の方
- ※ 2 所得税、住民税、保険料はかからない。また、100円未満を切捨て

遺族基礎年金とは(現行制度(令和7年改正法による改正前))

遺族年金は**「亡くなった方」**が保険料納付などの要件を満たしていれば、 その**遺族**が受け取ることができます。

亡くなった方の要件



- 国民年金加入中に死亡した(※)
- 60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所が あり、過去に国民年金に加入していた(※)
- 保険料を納付・免除した期間等が合計25年以上ある

※一定の納付要件を満たすことが必要です

年金を受け取れる遺族









こども※1がいる妻・夫

2



こども※1・※3

- ※1 こども: 18歳になった年度末までまたは障害状態にある20歳未満の方
- ※2 ①②のうち、①を優先して支給
- ※3 生活をともにしている父母がいない場合のみ

遺族基礎年金を受け取れるこどもが増えます

こどもを養育している人の状況にかかわらず、こどもが遺族基礎年金を受給できるようにします。 これにより、こどもが自身の選択によらない事情に左右されることなく、遺族基礎年金を受給できるようになります。

例えば以下の場合に、これまでは受け取れなかった遺族基礎年金を受け取れます。

被保険者が亡くなった以降の状態	こどもは遺族基礎年金を受け取れる?
亡くなった被保険者の配偶者がこども※と生計を同じくしているとき	親が受け取れるため、こどもは受け取れない
こどもの生計を維持している配偶者が、被保険者が亡くなった後に再婚	
夫 再婚 元夫 妻 子	親もこどもも受け取れなかったのが、こどもが 遺族基礎年金を受け取れるように ①配偶者が再婚するまでは、配偶者が遺族基礎年金を受け取れる ②配偶者が再婚すると、配偶者の遺族基礎年金は失権 ③こどもが遺族基礎年金を受け取れる
こどもの生計を維持している配偶者の収入が850万円以上	遺族基礎年金を受け取れるように
こどもが直系血族(または直系姻族)の養子となる	<u>遺族基礎年金を受け取れる</u> ように
被保険者が死亡した後に、離婚していた元配偶者がこどもを引き取る	遺族基礎年金を受け取れるように

※こども:18歳になった年度末までまたは障害状態にある20歳未満の方

遺族厚生年金とは(現行制度(令和7年改正法による改正前))

遺族年金は「亡くなった方」が保険料納付などの要件を満たしていれば、 その**遺族**が受け取ることができます。

亡くなった方の要件



- 現役会社員が死亡した(※)
- 病気・けがで会社を退職後5年 以内に死亡した(※)
- 障害等級1級・2級の障害厚生 年金を受給していた
- 保険料を納付・免除した期間等が 合計25年以上ある
 - ※一定の納付要件を満たすことが必要です

年金を受け取れる遺族

こども※1がいる妻



こども※1



こどもがいない妻 (30歳未満は有期給付)



(死亡当時55歳以上





父母 (死亡当時55歳以上)





- ※1 18歳になった年度末までまたは障害状態にある20歳未満の方
- ※2 数字は年金を受け取れる遺族の優先順位

こどもがいない60歳未満の方 遺族厚生年金の改正で何が変わる?



改正後



妻•夫

5年

配慮が必要な場合は5年目以降も給付が継続

5年の有期給付(増額)+配慮措置

- 死亡分割により老齢厚生年金が増額
- 年収850万円以上の方も受け取れるように
- (配慮が必要な場合は)5年目以降も給付を継続

60歳未満の父母・祖父母

・改正前は、子・孫の死亡時に55歳以上であれば受給権が発生し、60歳から支給されていましたが、 改正後は子・孫の死亡時に60歳以上で受給権が発生し、支給されるようになります。 (無期限の給付であることは変更ありません。)

60歳未満

無期限の給付

※60歳以上に受給権が発生 した方は現行どおり

2028年度に40歳以上になる妻は、 これまでと変更ありません!

こどもがいない60歳※未満の妻・夫の遺族厚生年金

※20年かけて引上げ

改正前

夫の死亡時に・・・



30歳未満の妻 → 5年のみ受給



30歳以上の妻 → 生涯受給できる

妻の死亡時に・・・



55歳未満の夫 → 受給できない



55歳以上の夫 → 生涯受給できる (60歳までは支給停止)

改正後



60歳未満の妻・夫

- → 5年間の有期給付(増額)+配慮措置
- 死亡分割により老齢厚生年金が増額
- 年収850万円以上の方も受け取れるように
- (配慮が必要な場合は) 5 年目以降も給付を 継続

今回の改正後も変わりなく受給できる方

- 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- 60歳以降の妻・夫
- 18歳未満のこどもを養育する間にある方の給付内容
- 2028年度に40歳以上になる妻

こどもがいない60歳※未満の妻・夫の遺族厚生年金

※20年かけて引上げ

改正の趣旨

男女差を解消することが目的です

- 5年間の有期給付に
- こどものいない(55歳未満の)男性にも支給されるように
- 残された遺族の年金を増額 (有期給付加算による増額+死亡分割による増額)
- 年収要件を撤廃し、収入に関係なく受け取れるように
- 配慮が必要な場合は5年目以降も給付を継続

例えば、こどもがいない30歳の夫が妻を亡くした場合

増額

妻の死亡

(30歳)

これまで給付を 受け取れなかった 年収850万円以上の方 も受け取れるように

有期給付加算

遺族厚生年金

配慮が必要な場合は5年目以降も継続

65歳

亡くなった配偶者の 老齢厚生年金相当額の一部 を上乗せ

5年経過 (35歳)

60歳以降の妻・夫 • 18歳未満のこどもを養育する間にある方の給付内容

2028年度に40歳以上になる妻

改正前から遺族厚牛年金を受け取っていた方

今回の改正後も変わりなく受給できる方

死亡分割 老輪厚生年金

亡くなった配偶者の方が報酬が高 かった場合には、亡くなった配偶者 の厚生年金記録を分割し、遺族の 記録に上乗せ



こどもがいる場合の加算の見直し

年金には、こどもを養育している年金受給者の方に対し、年金額を加算する仕組みがあります。 今回、この加算額の引上げに加え、老齢基礎年金のみを受給されている方など、 対象者の範囲を広げることを予定しています。

✓ 年金を受給している。

(老齢基礎年金、老齢厚生年金、 障害基礎年金、<u>障害厚生年金(1級、2級)</u>、 遺族基礎年金、<u>遺族厚生年金</u>)

※下線部は今回の改正で加算が新設される年金です。



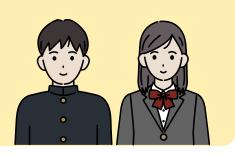




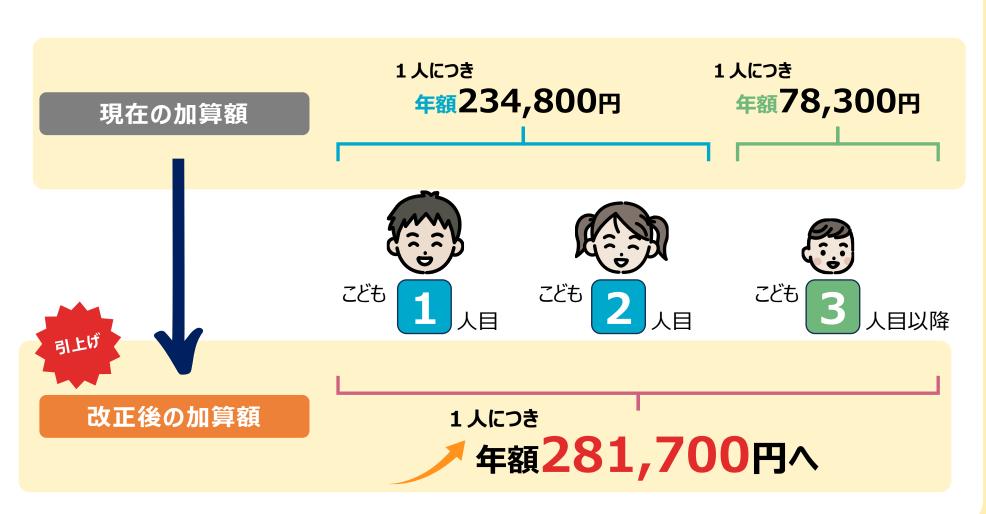
対象者

✓ こどもがいる。

(18歳になった年度末まで(一定程度の障害があるこどもは20歳まで))



こどもがいる場合の加算額を引き上げます! (現在受給している方も対象になります)



万一のとき受け取ることができる年金額が手厚くなります

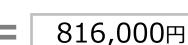
想定

例:配偶者とこども3人を残し、不慮の事故で死亡した。

(配偶者へ支給される遺族基礎年金)

改正前

1,363,900円 (年額)



遺族基礎年金

こどもの加算



547,900円

1 人目234,800円 + 2 人目234,800円 + 3 人目 78,300円



改正後

1,661,100円 (年額)

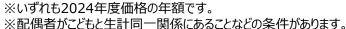
816,000円



845,100円

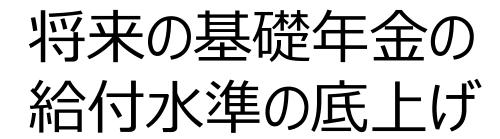
- 1人目281,700円
- +2人目281,700円 +3人目281,700円





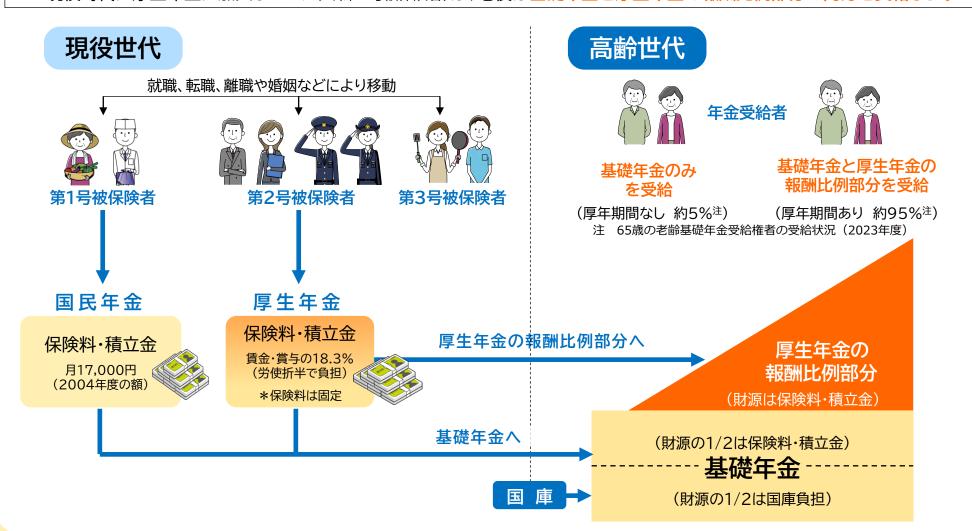
- ※こどもは国内居住要件などを満たす必要があります。
- ※遺族基礎年金に加え、遺族厚生年金が受給できる場合もあります。





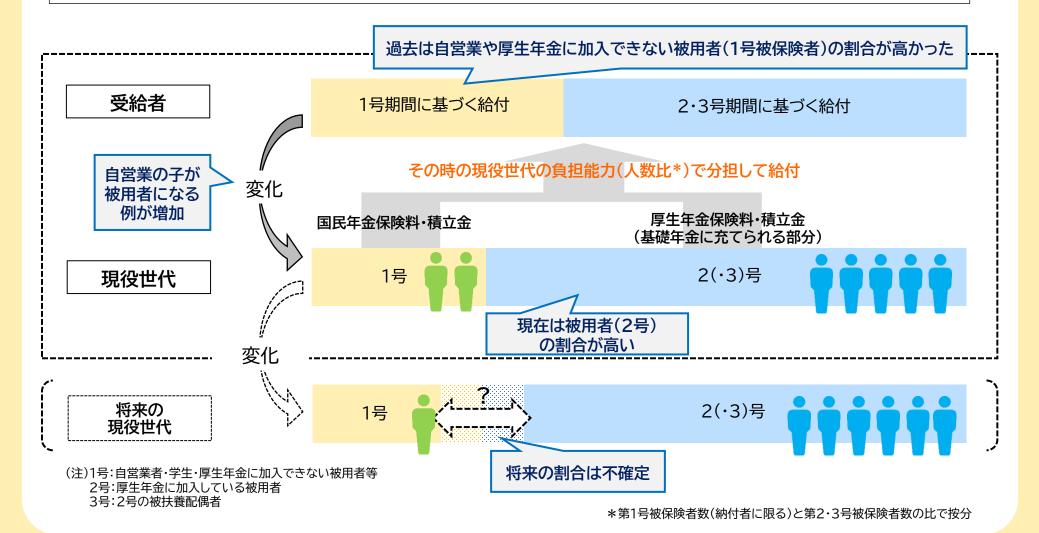
現在の基礎年金の仕組み

- 基礎年金は、国民年金加入者と厚生年金加入者が負担能力に応じて支え合う仕組みです
- 厚生年金の保険料と積立金は、法律に基づき、基礎年金と厚生年金の報酬比例部分の両方に充てられています。
- 現役時代に厚生年金に加入していた人(第2号被保険者)は、老後は基礎年金と厚生年金の報酬比例部分の両方を受給します



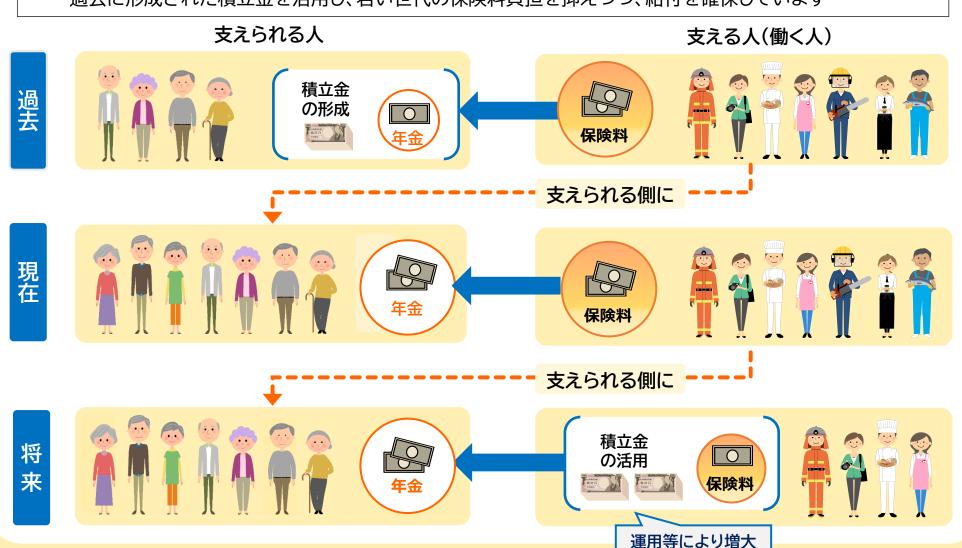
基礎年金の持つ機能① 人口構造や就業構造の変化に対応する機能(賦課方式)

- **全国民共通の基礎年金は、**受給者がどの制度にどれだけ加入していたかにかかわらず、給付の費用を、 その時の現役世代の負担能力(人数比)で分担する、「国民年金と厚生年金で支え合う仕組み」です。
- 国民全体で支え合うことにより、産業構造や就業構造が変化する中、安定的に基礎年金が給付できます。



(参考)日本の年金制度の財政方式(積立金も活用した賦課方式)

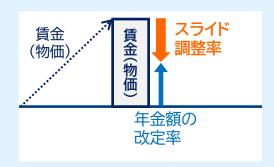
- 現役世代が納めた保険料をその時々の受給者の年金給付に充てる 賦課方式です。
- 保険料を固定し、現在の受給者の給付の伸びを一定期間抑えることにより、将来の給付を確保しています
 - ⇒ 受給者が少ないときに保険料の一部を積み立て、少子高齢化が進む中で、受給者が多くなったときに、 過去に形成された積立金を活用し、若い世代の保険料負担を抑えつつ、給付を確保しています



(参考)少子高齢化の中でも将来世代の給付水準を確保するための仕組み

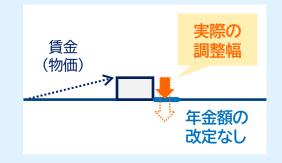
- ✓ 賃金や物価が伸びるときに、受給者の給付の伸びを一定期間抑える仕組み(マクロ経済スライド)が実施されています。
- ✓ これは、少子高齢化が進む中にあっても持続可能性を確保(将来にわたり現役世代の保険料負担の上昇を抑えるとともに、将来の年金額を確保)するために必要な仕組みです。

賃金・物価が 上昇した場合



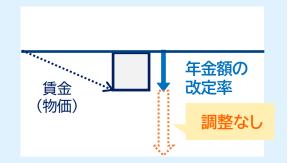
賃金や物価について伸びが大きい場合には、年金額を賃金や物価が上がった分だけ上げず、若い世代への積立金として取り置く。

賃金・物価の 伸びが小さい場合



賃金や物価について伸びが小さく、 スライドの自動調整を完全に適用 すると、名目額が下がってしまう場 合には、下がらないようにする。

賃金・物価が 下落した場合



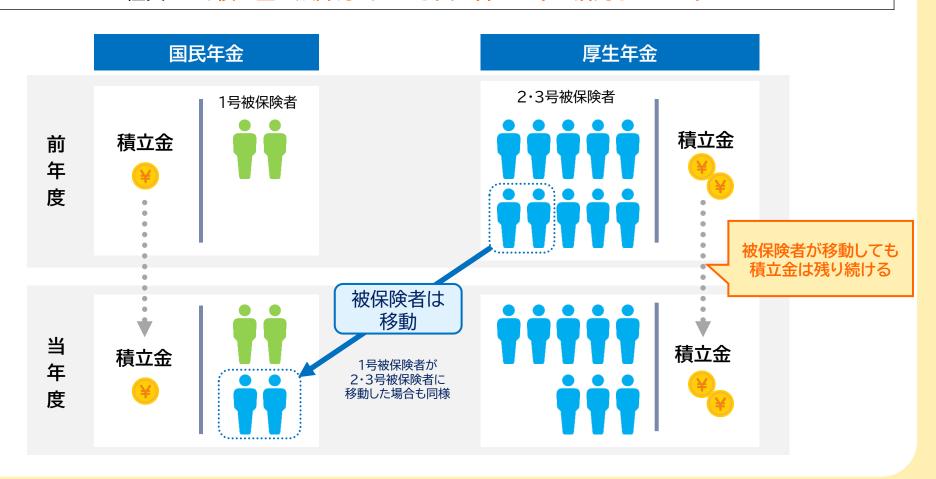
賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金・物価の下落率分は 年金額を引き下げるが、それ以上 の引き下げは行わない。

年金額を改定する際には、マクロ経済スライドにより、年金額がマイナスとならないようにするルールがあります。これを、名目下限措置といいます。

(※) スライド調整率 = 公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)

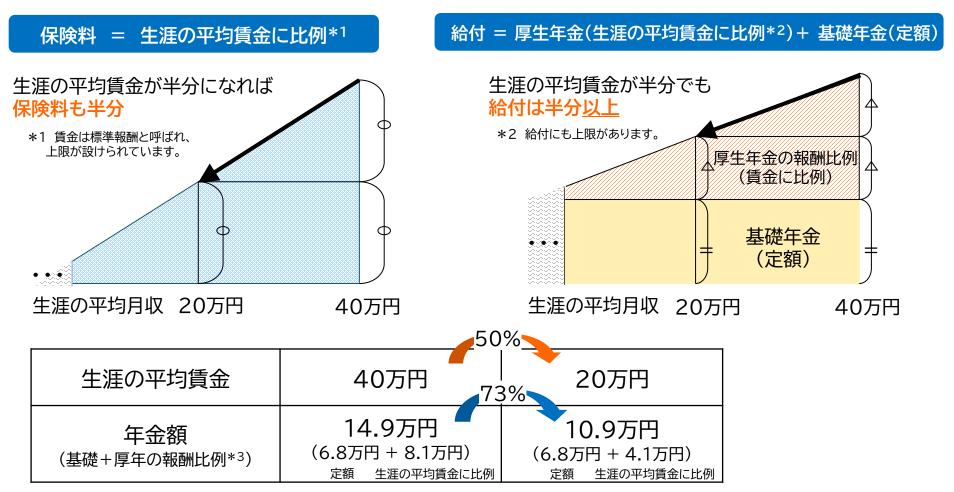
基礎年金の持つ機能② 人口構造や就業構造の変化に対応する機能(積立金)

- 賦課方式の年金制度における積立金には、個人の持ち分という考え方はなく、 加入する制度が国民年金と厚生年金の間で変わっても、積立金は元の制度に残り続けます。
- 現在の積立金は、過去の世代が払った保険料の残余が積み立てられ、運用等により増大してきたもので、 厚生年金、国民年金の積立金は今の被保険者が積み立てたものではありません
 - ⇒ このような性質から、積立金は賦課方式による支え合いの中で活用しています。



基礎年金の持つ機能③ 所得の低い方に比較的厚く給付(所得再分配機能)

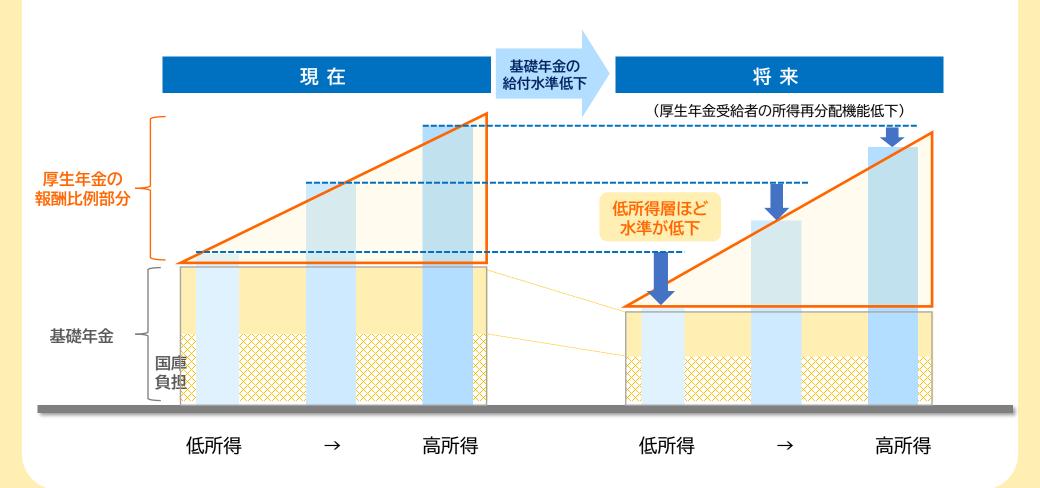
- 長い人生の中、会社の倒産、失職など誰もが収入が低くなるリスクがあります。
- その中で安定的に老後の所得保障を行うため、公的年金には所得の低い方に比較的手厚い給付を行い支え合う 仕組みがあります。(所得再分配機能)
 - ※ 厚生年金の保険料負担が半分でも、受け取る年金額は、賃金の多寡によらず定額の基礎年金額があるため、給付は半分よりも多い。



^{*3} 年金額は、被保険者期間40年、給付乗率5.481/1000と仮定し、令和6年度に65歳に到達し老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給開始する者について計算したもの。

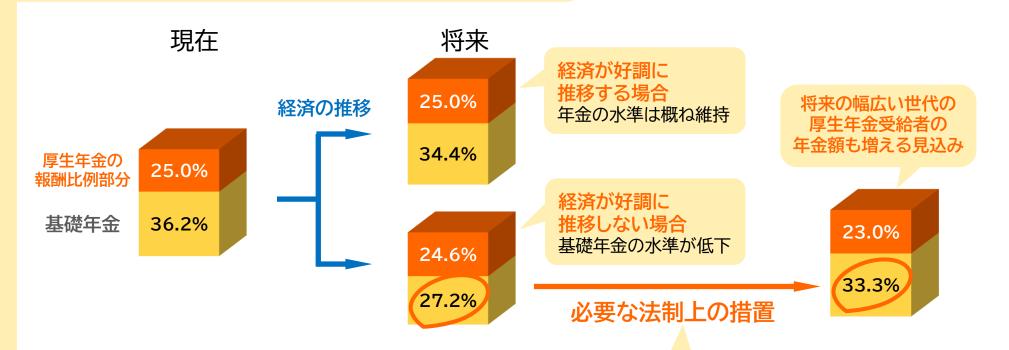
経済が好調に推移せず、基礎年金のマクロ経済スライドが長期化する場合は 厚生年金受給者を含む所得の低い方の給付水準が低下

- 基礎年金は全国民共通の給付であり、厚生年金受給者は基礎年金も受給しています。
- 基礎年金が低下すると、特に所得の低い方の給付水準が低下します。 (厚生年金受給者の所得再分配機能が低下)



将来の基礎年金水準の低下への対応

経済が好調に推移しない場合の措置 具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討



- 物価や賃金が上昇し経済の局面が変わってきている中で、社会や経済の変化を見極め、次の財政検証 (2029年の予定)で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、給付と負担の均衡をとりつつ、 厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させるため、措置(※)を講じます
- この措置を講じたことにより、基礎年金と厚生年金の報酬比例部分の合計額が低下する方には、 その影響を緩和するための措置を講じます。

【これらの措置については衆議院での修正により法律に追加されました】

● 社会や経済の変化を見極めるため、厚生年金の報酬比例部分の年金額の伸びを抑える措置(マクロ経済スライド)を2030年度まで 継続します。その際、厚生年金を受け取っている方に不利にならないよう伸びの抑制を緩やかにします。

【出所】 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②) <過去30年投影ケース>

(※) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

法制上の措置を講じた場合の保険料と給付の変化

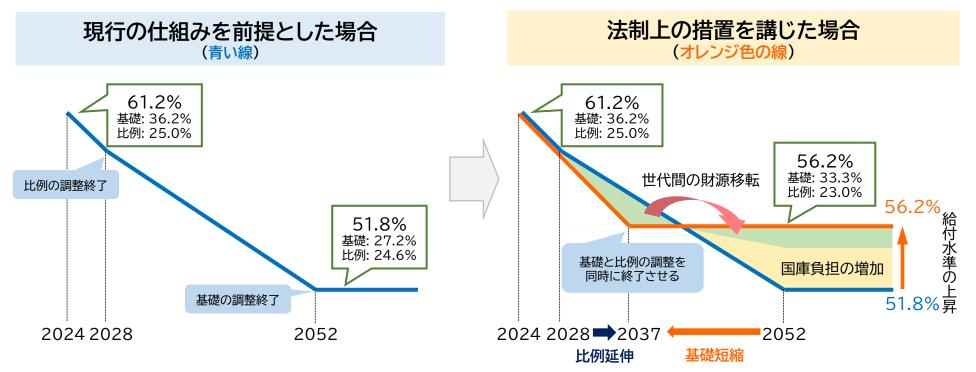
経済が好調に推移しない場合の措置 具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討

保険料

● 公的年金の保険料水準は固定されており、この措置によって変更されることはありません注。 注 国民年金の保険料は2004年の価値で月17,000円、厚生年金の保険料は労使合わせて18.3%で固定されています。

給付

- 経済が好調に推移しない場合、現行の仕組みを前提にすると、基礎年金の給付水準が長期にわたって低下し、 厚生年金の報酬比例部分の受給額が少ない方ほど、大きな影響を受けます。
- 一方、法制上の措置を講じた場合、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準は上昇し、 基礎年金と厚生年金の報酬比例部分を合わせた給付水準も将来の幅広い世代で上昇します。



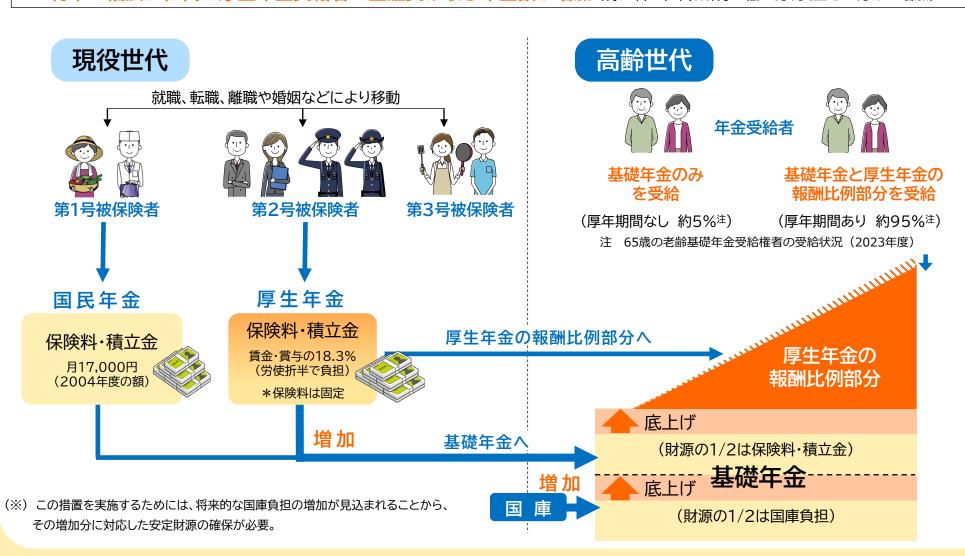
【出所】 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②) <過去30年投影ケース>

(※) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

基礎年金の底上げのイメージ

経済が好調に推移しない場合の措置 具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討

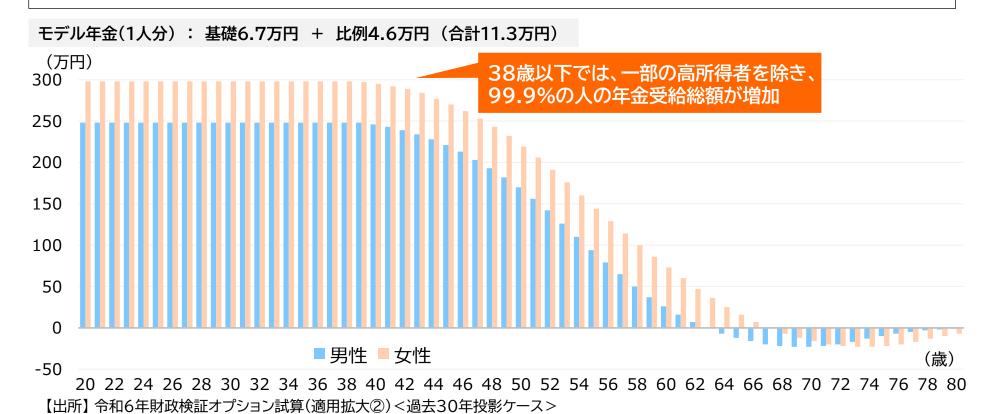
- 基礎年金の底上げ措置の1つとして、厚生年金の積立金のうち基礎年金に充てる割合を増やすとともに、安定財源を確保して国庫負担も増やし、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させます
- ⇒**将来の幅広い世代の厚生年金受給者の生涯受け取る年金額が増加**(特に若い世代、所得の低い方、長生きの方ほど増加)



厚生年金受給者が生涯に受け取る年金 受給総額への影響(モデル年金1人分)

経済が好調に推移しない場合の措置 具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討

- 経済が好調に推移しない場合に、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させる措置を 講じることで、令和6年財政検証を基に、機械的に計算すると、モデル年金(1人分)でみれば、
- ✓ 62歳以下の男性、66歳以下の女性は、生涯に受け取る年金総額が増える見込みです
- 年金額がこの措置を講じなかった場合の額を下回るときは、その影響を緩和するための措置を講じます



- (※1) 年齢は2025年度時点の年齢。また、年金額は2024年度価格。
- (※2) 令和7年年金改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合において、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額のマイナス幅は変わる可能性があります。
- (※3)この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

よくいただくご質問・ご意見①

経済が好調に推移しない場合の措置 具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討

- □ これまで厚生年金に加入したことがない方の基礎年金の底上げにも厚生年金の積立金を□ 使うのは流用ではないですか。
- △ 基礎年金の底上げ措置の1つとして、厚生年金の積立金を活用することが検討されています。

厚生年金の保険料には基礎年金分も含まれており、<u>従来から、厚生年金の保険料や積立金は、</u> 基**礎年金にも充てられています**。

また、<u>賦課方式の公的年金における積立金に個人の持ち分はなく</u>、厚生年金や国民年金の積立金は、<u>賦課方式による支え合いの中で負担能力に応じて基礎年金に活用されていますが、この</u> <u>基本的な考えを変更するものではありません。</u>

さらに、厚生年金の受給者は基礎年金も受給しており、厚生年金の積立金と追加の国庫負担を活用して基礎年金の底上げを図ることにより、<u>将来の幅広い世代の厚生年金受給者の年金(基</u><u>礎年金と2階の報酬比例の合算)も底上げされることから、いわゆる「流用」には当たらない</u>と考えています。

よくいただくご質問・ご意見②

経済が好調に推移しない場合の措置 具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討

- Q- 基礎年金の底上げのために、今の厚生年金受給者の給付水準が下がることに対して、何かしらの配慮はありますか。
- ▲ 仮に経済が好調に推移せず基礎年金の底上げ措置を実施する場合、厚生年金の報酬比例部分のマクロ経済スライド調整が、現在の見通しよりも延長されることになるため、一時的に厚生年金受給者の給付水準が低下します。

ただし、<u>基礎年金の底上げを実施した場合に基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる金額を下回るときは、その影響を緩</u>和するための措置を講じることされています。

※ 基礎年金の底上げの措置を実際に発動するかどうかは、今後の経済情勢などを見極め、次期財政検証の結果等を踏まえ、5年後に判断することとされていますが、報酬比例部分のマクロ経済スライドが継続することによって厚生年金受給者の給付水準が低下しないよう、当該調整を1/3に緩和するため、令和6年財政検証の前提のもとでは、2030年度までに厚生年金受給者の給付水準が低下する人はいません。

<衆議院での修正>令和7年改正法附則第3条の2の第2項

2 政府は、前項の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

よくいただくご質問・ご意見③

経済が好調に推移しない場合の措置 具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討

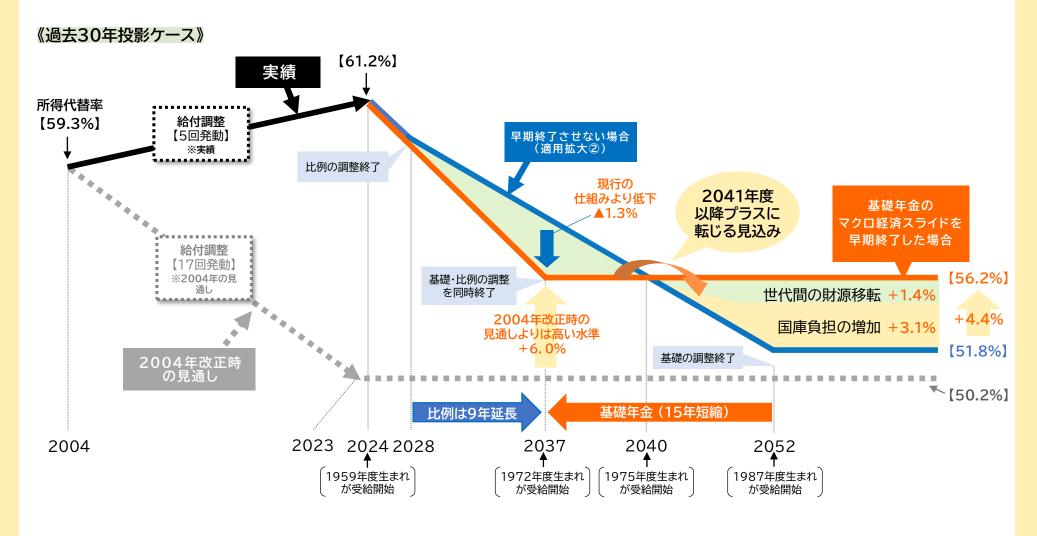
- Q 基礎年金の底上げのためには、将来的に必要になる国庫負担の財源はどうするのですか。
- ▲ 基礎年金の底上げの措置に必要な追加の国庫負担は、令和6年財政検証の実質ゼロ成長を仮定した ケースによると、2038年度から発生し、その規模は徐々に増加することが見込まれており、すぐに財 源が必要となるものではありません。

その上で、<u>この追加の国庫負担が必要な時期やその所要額は、社会経済情勢等により変動することから</u>、仮にこの措置を実施する場合には、<u>次期財政検証の結果等を踏まえつつ、制度を支える安定した</u>財源の在り方についても適切に検討することとされています。

※ 令和6年財政検証の実質ゼロ成長を仮定したケースにおける追加の国庫負担の見通しは、2038年度から発生し、 その規模は当初の2000億円から徐々に増加し、2052年度に約2兆円程度になると見込まれています。

(参考)所得代替率の推移のイメージ

経済が好調に推移しない場合の措置 具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討



【出所】令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②) <過去30年投影ケース >、平成16年財政再計算(基準ケース)

(※) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。